

(第61期定時株主総会招集ご通知提供書面)

第61期

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

事 業 報 告
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告
計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告
監 査 役 会 の 監 査 報 告

日本金銭機械株式会社

事業報告

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当期の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期における世界経済は、米国では民間需要を中心に緩やかな回復が続き、また、低迷していた欧州では持ち直しの動きが明確になるなど、全体として回復基調で推移いたしました。一方、国内経済は、デフレ脱却に向けた金融・財政政策により、円安・株高が進行したことから、企業収益の改善が続きましたが、内需による本格的な自律回復までには至りませんでした。

当社グループを取り巻く経営環境は、北米ゲーミング市場では、景気回復の動きを受け、カジノホールにおける設備投資の拡大が続き、また、欧州でも、ドイツではゲーミング規則改正の影響により需要は伸び悩んだものの、他の欧州各国のゲーミング市場や英国の流通市場において堅調な需要がみられました。一方、国内の遊技場向機器市場では、遊技人口の減少等の要因からパチンコホールの設備投資に対する慎重姿勢がみられることに加え、競合他社との価格競争が激しさを増し、また、金融・流通市場でも景気の先行き不透明感が影響し、いずれも総じて厳しい状況が続きました。

このような状況のもと、当社グループでは、ものづくりを担う複数の部門を一体として機能させる「ものづくり2015プロジェクト」を立ち上げ、生産効率や市場品質の向上、並びに製品の安定供給の確保に努めるとともに、近年集中的に投入した戦略新製品のさらなる浸透、販売提携先とのより緊密な協力体制の推進、新興国や未開拓市場への積極的な提案、並びに将来を見据えた新規技術の検討・導入に注力するなど、収益基盤をより堅牢なものとするための企業活動を行ってまいりました。

上記の活動の結果に加え、為替が円安基調で推移したことなどもあり、当期の売上高は278億6百万円（前期比18.6%増）、営業利益は17億61百万円（前期比32.5%増）、経常利益は21億14百万円（前期比14.2%増）となりました。一方、当期純利益は、復興特別法人税の廃止に伴う繰延税金資産の取崩しの処理による影響などもあり、14億18百万円（前期比0.9%減）となりました。

当期の平均為替レートは、米ドル98.00円（前期80.11円）、ユーロ130.55円（前期103.48円）で推移いたしました。

セグメント別の売上高の状況については、以下のとおりであります。

なお、当期から、国内における販売事業の集約を目的とした会社組織の変更に伴い、従来の報告セグメントである「日本金銭機械」及び「遊技場向機器事業」をまとめて「日本地域」に変更しております。前期との比較については、前期分を変更後のセグメントに組み替えて表示しております。

区 分	第60期 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	第61期(当期) (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	前期比増減額	同増減率
	百万円	百万円	百万円	%
日 本 地 域	11,779	10,556	△1,222	△10.4
北 米 地 域	7,616	10,200	2,583	33.9
欧 州 地 域	3,804	6,744	2,940	77.3
ア ジ ア 地 域	241	304	63	26.4
合 計	23,441	27,806	4,364	18.6

(注)△は減少を示しております。

〈日本地域〉

金融・流通市場では、OEM顧客において景気の先行き不透明感から設備投資に慎重であったことや、一部の製品において品質面での課題が生じたことなどにより、OEM製品の販売が減少し、また、遊技場向機器市場では、パチンコ業界における設備投資抑制の影響により関連設備機器の需要が減退したことなどから、当セグメントの売上高は減少いたしました。

〈北米地域〉

ゲーミング市場向けに、当社が過去に販売した旧タイプの紙幣識別機ユニットの入替需要や、金融市場向け紙幣識別機ユニットのOEM顧客への販売が好調に推移したことに加え、為替が円安基調で推移したこともあり、当セグメントの売上高は増加いたしました。

〈欧州地域〉

ドイツでのゲーミング市場向けの販売は、同国におけるゲーミング規則の改正により減少いたしました。その他の欧州各国のゲーミング市場において高付加価値の紙幣還流ユニットの販売が堅調に推移し、また、英国の流通市場向け紙幣識別機ユニットの販売が増加したことに加え、為替が円安基調で推移したこともあり、当セグメントの売上高は大幅に増加いたしました。

〈アジア地域〉

当セグメントは、主に当社グループの海外における生産機能を担っており、海外グループ会社向けの出荷が引き続き好調であったことなどから、当セグメントの売上高は増加いたしました。

②設備投資の状況

当期における設備投資の総額は、5億66百万円であります。

その主なものは、日本地域セグメントにおける生産用金型2億35百万円、アメリカズメント事業用ゲーム機85百万円であります。

③資金調達の状況

該当事項はありません。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、平成25年4月1日を効力発生日として、当社の国内向貨幣処理機器製品等の販売事業と、当社の完全子会社で、遊技機等の販売事業を行うJCMメイホウ株式会社株式の保有を含む同社事業活動の管理事業を、同じく当社の完全子会社であるJCMシステムズ株式会社に承継させる吸収分割（簡易分割）を行いました。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第58期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	第59期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	第60期 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	第61期(当期) (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
売 上 高(百万円)	19,970	22,129	23,441	27,806
経 常 利 益(百万円)	516	1,259	1,852	2,114
当期純利益(百万円)	666	778	1,432	1,418
1株当たり当期純利益	24円71銭	28円87銭	53円08銭	52円58銭
総 資 産(百万円)	27,886	28,710	29,449	33,683
純 資 産(百万円)	22,426	22,464	24,294	27,223

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
JCMシステムズ株式会社	100,000千円	100%	遊技場向機器等の販売、設置工事、保守
JCMメイホウ株式会社	50,000千円	(100)	遊技機等の販売
JCM AMERICAN CORP.	7,200千米ドル	100	貨幣処理機器等の販売
JCM EUROPE GMBH.	1,650千ユーロ	100	貨幣処理機器等の販売
JCM GOLD (H. K.) LTD.	17,500千香港ドル	100	貨幣処理機器等の製造
SHAFTY CO., LTD.	7,500千香港ドル	100	不動産賃貸業
JCM CHINA CO., LTD.	500千人民元	(100)	貨幣処理機器等の製造・販売支援
J-CASH MACHINE (THAILAND) CO., LTD.	5,000千タイバツ	100	ソフトウェアの開発

- (注) 1. 当社の議決権比率欄の()内は、当社子会社による間接所有であります。
2. JCMメイホウ株式会社は、当社グループ内における組織再編により、平成25年4月1日付で当社の完全子会社からJCMシステムズ株式会社の完全子会社に変更となりました。

③ その他

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、欧米諸国では引き続き緩やかな景気回復が期待でき、また、日本国内では企業業績の回復や、中期的には日本でのカジノ構想に向けた動きや、東京オリンピックの開催決定に伴う設備投資の活発化が期待されます。その一方で、消費税増税に伴う個人消費の動向など不透明な部分もあり、さらに当社グループ全体として、既存製品のコモディティー化、並びに競合他社との競争の激化による販売価格の軟化や、収益率の低下といった課題への対応が必要であると考えております。

これらの課題に対応し、継続して業績を向上させるための指針である中期経営計画について、本年2月に平成27年度までの目標を定めたローリングプランを策定しており、新興国、未開拓市場への積極展開や、既存顧客との関係強化、新たなパートナーとの協力、新技術等への積極投資などに取り組むことを基本方針として定めております。

その中で、喫緊の課題として、昨年より継続してものづくりの強化・充実に取り組んでおり、一部の製品で生じた品質面の課題の早期解決を含め、より一層の市場品質・安定供給の確保、生産効率の向上、原価低減の推進に向けて、工場設備・開発環境に対する投資や、人材登用などを積極的に実行し、ものづくり部門としての独立採算を目指した改革に努めてまいります。

また、販売部門においては、コモディティー化が著しい既存事業の再成長、新規事業への展開を図るためにも、業務・資本提携やM&Aに積極的に取り組み、既存事業との融合や、販路・規模の拡大、業界の再編なども視野に入れた活動を行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、当社グループの取組みにつきご理解いただきますとともに、引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成26年3月31日現在）

主要製品	製品細目等	用途等
貨幣処理機器 ※該当セグメント ・日本地域 ・北米地域 ・欧州地域 ・アジア地域	紙幣識別機ユニット	ゲーム機、自動販売機等の紙幣受取部として使用されます。
	紙幣選流ユニット	同一ユニット内で紙幣の受取りと払出しの双方を行い、受取った紙幣をユニット内に一時保管した後、釣銭等として払い出す（選流）ことが可能な装置であり、ATM端末等で使用されます。
	自動納金機	異金種が混在している貨幣の金種を選別し、枚数を計数したうえで保管する装置で、タクシー営業所及び流通小売店舗等において単独若しくは現金警送システムの端末機として使用されます。
	入出金機・釣銭機	スーパーマーケット、外食産業、ガソリンスタンド等、来店客との金銭授受の頻度が高く、また、金銭管理の正確化・効率化を必要とする場所での現金授受業務の改善を目的として使用されます。
	紙幣鑑別機	金融機関の外国為替窓口等で紙幣の真偽鑑別手段として使用されます。
	OEM端末機	他社に対してOEM供給する製品であります。
遊技場向機器 ※該当セグメント ・日本地域	メダル自動補給システム	パチンコ店のパチスロ機及び台間メダル貸機に不足するメダルを補給するとともに、パチスロ機からオーバーフローしたメダルを自動的に回収、洗浄する装置であります。
	iクリアシステム	電子認証システム協議会のシステムであり、パチンコ店にて玉及びメダル貸出しに係る総合的な管理を行うほか、第三者機関を通じて透明性の高い健全な玉・メダルの貸出しを実現するシステムであります。
	景品POSシステム	パチンコ店のカウンターに設置され、遊技客が獲得した玉及びメダルを景品に交換するとともに、景品在庫を管理するトータルシステムであります。
	パチスロ機・パチンコ機	パチンコ店において遊技機として使用されます。
	貨幣払出機	景品交換所において、金額に応じた貨幣を払い出す目的で使用されます。
その他	アミューズメント事業	ゲームセンターの運営
※該当セグメント ・日本地域	環境関連機器	パチンコ店、病院等で空気清浄用に使用されます。

(注) 各事業セグメントにおいて取り扱う製品の多くが重複していることから、本表については従来どおり主要製品ごとに表記を行っております。なお、該当セグメントは、各主要製品を取り扱う事業セグメントを表しております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成26年3月31日現在）

会 社 名	名 称	所 在 地
日本金銭機械株式会社（当社）	本 社	大阪市平野区
	東 京 本 社	東京都中央区
	長 浜 工 場	滋賀県長浜市
JCMシステムズ株式会社	本 社	東京都中央区
JCMメイホウ株式会社	本 社	東京都台東区
JCM AMERICAN CORP.	本 社	米国 ネバダ州
JCM EUROPE GMBH.	本 社	ドイツ デュッセルドルフ市
	英 国 支 店	英国 ミルトンキーンズ市
JCM GOLD (H. K.) LTD.	本 社	香港
SHAFTY CO., LTD.	本 社	香港
JCM CHINA CO., LTD.	本 社	中国 広東省
J-CASH MACHINE (THAILAND) CO., LTD.	本 社	タイ バンコク市

- (注) 1. 当社広島工場は、平成25年4月1日付で長浜工場に統合いたしました。
2. JCMシステムズ株式会社の登記上の本店は大阪市平野区であります。

(7) 使用人の状況（平成26年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

区 分	使用人数	前期末比増減
日本地域	343名	2名減
北米地域	95名	1名増
欧州地域	67名	4名増
アジア地域	71名	4名増
合 計	576名	7名増

- (注) 1. 上記には準社員111名は含んでおりません。
2. 当期より、従来の報告セグメントである「日本金銭機械」及び「遊技場向機器事業」をまとめて「日本地域」に変更して表示しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
215名	6名増	41.4歳	13.9年

(注) 上記には派遣出向社員125名及び準社員34名は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成26年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成26年3月31日現在）

①発行可能株式総数 118,000,000株

②発行済株式の総数 29,662,851株

③株主数 19,458名

④大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
上東興産株式会社	4,661,713株	17.28%
上東宏一郎	2,707,246	10.03
上東洋次郎	1,458,283	5.41
上東保	874,400	3.24
株式会社りそな銀行	629,343	2.33
株式会社三井住友銀行	503,724	1.87
日本生命保険相互会社	413,826	1.53
株式会社みずほ銀行	389,058	1.44
株式会社ヤマオカ	370,000	1.37
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	313,500	1.16

（注）当社は、自己株式2,684,246株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
なお、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（平成26年3月31日現在）

該当事項はありません。

② 当期中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成26年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	上東 宏一郎	上東興産株式会社 代表取締役
代表取締役社長	上東 洋次郎	
常務取締役	牧 比佐史	人事総務企画／財務経理統轄
常務取締役	磯井 昭良	JCMグローバル統轄 JCM AMERICAN CORP. 代表取締役 JCM EUROPE GMBH. 代表取締役
常務取締役	伊澤 輝	ものづくり2015プロジェクト統轄 J-CASH MACHINE (THAILAND) CO., LTD. 代表取締役
取締役	鳴尾 英治	上席執行役員 生産本部長
取締役	高垣 豪	上席執行役員 経営企画本部長
取締役	吉村 泰彦	国内販売事業統轄 JCMシステムズ株式会社 代表取締役
常勤監査役	中村 泰三	
常勤監査役	田村 幸夫	
監査役	小泉 英之	公認会計士（小泉公認会計士事務所代表） 株式会社千趣会 社外監査役
監査役	森本 宏	弁護士（弁護士法人北浜法律事務所代表社員） 株式会社千趣会 社外監査役

- (注) 1. 平成26年5月1日付で、常務取締役 伊澤 輝氏の担当業務は、ものづくり2015プロジェクト統轄から、ものづくり統轄本部長に変更となりました。
2. 平成26年5月1日付で、取締役 鳴尾英治氏の担当業務は、生産本部長からものづくり統轄本部副本部長に変更となりました。
3. 監査役 小泉英之及び森本 宏の両氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。
なお、当社は、監査役 小泉英之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役 中村泰三氏は、ステラケミファ株式会社の経理部マネージャー、JCMメイハウ株式会社の管理部長を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 小泉英之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は7名で構成されており、取締役を兼務していない執行役員は次の5名であります。

氏 名	主 要 な 担 当 業 務
中 谷 議 人	執行役員 ものづくり2015プロジェクトIPO担当
井 内 良 洋	執行役員 JCM GOLD (H. K.) LTD. 代表取締役
中 尾 晴 昭	執行役員 開発本部長
岩 井 一 郎	執行役員 品質保証本部長
長 谷 川 誠	執行役員 グローバルオペレーション部長

- (注) 1. 平成26年5月1日付で、下記の者が新たに執行役員に選任されました。

氏 名	主 要 な 担 当 業 務
山澤 茂	上席執行役員 品質特命担当

2. 平成26年5月1日付で、下記のとおり担当業務の異動がありました。

氏 名	主 要 な 担 当 業 務	
	変 更 前	変 更 後
中谷 議人	執行役員 ものづくり2015プロジェクトIPO担当	執行役員 生産副担当
井内 良洋	執行役員 JCM GOLD (H. K.) LTD. 代表取締役	執行役員 JCM GOLD (H. K.) LTD. 代表取締役 兼 生産担当
中尾 晴昭	執行役員 開発本部長	執行役員 開発担当
岩井 一郎	執行役員 品質保証本部長	執行役員 品質担当

②当期中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
北森 壽住	平成25年6月26日	任期満了	常務取締役 国内販売事業統轄
川瀬 和人	平成25年6月26日	任期満了	取締役 上席執行役員 海外新規流通市場担当

③取締役及び監査役の報酬等

当期に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の総額
	名	百万円
取締役	10	195
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	49 (13)
合計 (うち社外役員)	14 (2)	245 (13)

- (注) 1. 上記には平成25年6月26日開催の第60期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月27日開催の第54期定時株主総会において月額200万円以内（ただし使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月27日開催の第54期定時株主総会において月額800万円以内と決議いただいております。
5. 上記の報酬等の総額には、平成26年6月26日開催の第61期定時株主総会において付議いたします取締役8名に対する賞与支給予定額230万円が含まれております。

④社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・監査役 小泉英之氏は、公認会計士（小泉公認会計士事務所代表）であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。また、同氏は、株式会社千趣会の社外監査役を兼務しておりますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。
- ・監査役 森本 宏氏は、弁護士（弁護士法人北浜法律事務所代表社員）であり、当社は同法人と顧問契約を締結しております。また、同氏は、株式会社千趣会の社外監査役を兼務しておりますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当期における主な活動状況

a. 取締役会及び監査役会への出席状況

氏名等	取締役会（19回開催）		監査役会（15回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役 小泉英之	19回	100.0%	15回	100.0%
監査役 森本宏	19	100.0	15	100.0

b. 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・ 監査役 小泉英之氏は、公認会計士としての専門的見地から、公正・中立な意見の表明を行い、意思決定の妥当性、企業経営の健全性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・ 監査役 森本宏氏は、弁護士としての専門的見地から、公正・中立な意見の表明を行い、意思決定の妥当性、取締役の業務執行等の適法性を確保するための助言・提言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第36条第2項に設けておりますが、各社外監査役と責任限定契約は締結しておりません。

(4) 会計監査人の状況

①名 称 新日本有限責任監査法人

②報酬等の額

区 分	支 払 額
	百万円
当期に係る会計監査人としての報酬等の額	49
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49

(注) 1. JCM AMERICAN CORP.、JCM EUROPE GMBH.、JCM GOLD (H. K.) LTD. は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③非監査業務の内容

該当事項はありません。

④会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当該会計監査人が、会社法、公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断された場合などにおいて、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、必要あるときは監査役会規程に則り「会計監査人の解任又は不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ要求し、取締役会はそれを審議いたします。

⑤責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制について次のとおり決議しております。

①取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報その他の情報を文書（書類、印刷物その他一切の記録（電磁的媒体によるものを含む。））に記録し、保存する。取締役の職務の執行に関する文書は、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合には、要請を受けた日から2日以内に当社において閲覧が可能な方法で保管する。

②損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社のリスク管理を体系的に定めるリスク管理規程を制定し、リスクカテゴリ毎にリスク管理担当部署を定めるとともに、当社のリスク管理活動を統轄する組織としてリスク管理委員会を設置し、リスク管理担当取締役を同委員会の委員長とする。
- ロ. リスク管理委員会は、リスク管理担当部署から、定期的にリスクの状況に関する報告を受け、当社のリスク管理全般に関する事項の検討・報告・決定等を行う。リスク管理担当取締役は、リスク管理上の情報を取締役会及び監査役会に報告し、必要に応じて提言を行う。
- ハ. リスク管理担当取締役は、期毎にリスク管理活動計画を策定し、前記のリスク管理活動の状況とともに監査役会に報告する。
- ニ. リスク管理委員会は、リスク管理の機能状況の検証を行うとともに、新たなリスクの判明等の状況に応じてリスク管理体制等の見直しを行う。

③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 業務規程、決裁権限規程及びその他の規程により、取締役会、常務会、監査役会等の役割、使用人の職位・職務分担・職務権限、役員・使用人の決裁権限等を明確にし、業務の効率性を高める。
- ロ. 取締役の人数の少数化や、取締役会の機能強化に努め、さらに執行役員への権限の委譲や組織のスリム化により、経営判断の一層の迅速化、公正化を図る。

④取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 役員・使用人が法令及び諸規則を遵守した行動をとるための行動規範を定める。

ロ. コンプライアンス体制に関する規程（コンプライアンス規程）を制定し、コンプライアンスを実現させるための具体的なプログラムとして当社及び当社の関係会社（当社の子会社及び関連会社）を対象とするコンプライアンス・プログラムを定める。また、コンプライアンス・プログラムが適正に実践されていることを監視するため、コンプライアンス委員会を設け、当社及び関係会社のコンプライアンスに対する取組みを横断的に統轄することとし、併せて当社のコンプライアンス担当取締役をコンプライアンス委員会の委員長とする。

ハ. 法令違反行為、不正行為及び法令違反の疑義がある行為等について当社使用人が直接情報提供を行う手段として、当社内部に社内相談室及び投書箱を設置するとともに、外部専門家を窓口とする社外相談室を設置する。社内相談室はコンプライアンス責任者が担当し、投書箱は常勤監査役の所管とする。通報を受けた場合は、通報内容を調査するとともに、再発防止策をとらなければならない。

ニ. 当社の役員・使用人に対するコンプライアンス教育を充実させるとともに、当社の役員・使用人がコンプライアンスを実践するための手引きとして、コンプライアンス・マニュアル及び同細則を定める。

ホ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力へは断固とした姿勢で対応し、決して妥協しないことを上記行為規範において明確にするとともに、関係会社を含めた役員・使用人へのコンプライアンス教育を行って遵法意識の醸成に努める。

また、経営企画本部内に不当要求防止責任者を設置するとともに、警察当局・弁護士等の外部専門機関と十分に連携を図り、反社会的勢力からの不当要求に適時適切に対応できる体制を構築している。

⑤当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. グループ会社管理規程により、当社による関係会社（当社の子会社及び関連会社）管理の適正化を図ることとし、当社における関係会社の管理担当部署を経営企画本部とする。

ロ. 当社及び当社の関係会社を対象とするコンプライアンス・プログラムを制定し、併せてコンプライアンス・プログラムが適正に実践されていることを監視するため、当社代表取締役、コンプライアンス担当取締役、当社及び当社の関係会社のコンプライアンス責任者等で構成されるコンプライアンス委員会を設置することにより、当社及び関係会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・報告等が効率的に行われるシステムを構築する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役室を設置し、監査役の職務の補助に努めている。また、必要に応じ経営企画本部内部監査グループに所属する使用人に対しても監査業務に必要な事項を命令することができることとする。

⑦前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないこととし、当該使用人の人事異動、人事考課及び懲戒処分は、監査役会の意見を尊重するものとする。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、監査役に対する報告に関する規程に従い、監査役に対して i. 常務会で決議された事項、ii. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、iii. 毎月の経営状況として重要な事項、iv. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、v. 重大な法令・定款違反、vi. 内部通報制度に関する通報状況及びその内容、vii. その他コンプライアンス上重要な事項を報告しなければならないものとする。使用人は、監査役に対する報告に関する規程に従い、監査役に対して、上記のうち ii・v 及び vii の事項を報告できるものとする。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役は、平素より取締役及び使用人との意思疎通を図る。
- ロ. 監査役と代表取締役は、相互に意思疎通を図るとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換をするため、定期的に会合を持つものとする。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループでは、利益還元に関する基本方針として、成長戦略を通じた利益の拡大と、株主の皆様への利益還元である配当の安定的な実施という両面を勘案して、連結配当性向30%以上を基本に、純資産配当率にも配慮して決定することを目標としております。当期の期末配当金につきましては、上記方針に基づき期初の予想どおり1株当たり8円（中間配当金と合わせて年間16円）といたしました。これにより当期の配当性向は30.4%、純資産配当率は1.7%となります。

当社グループでは、事業環境の変化に柔軟に対応できる安定的な収益基盤の確保、メーカーとしての生産効率と品質の向上を目指し、絶えざる経営改善策を推進しております。内部留保金については、当該施策の一環として時代の変化に応じた新規事業の開拓、業務・資本提携やM&Aなどの戦略的投資や設備投資など、持続的な成長への基盤整備のための費用として有効に活用してまいります。

(7) 会社の支配に関する基本方針

①基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当該企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は株式の大量買付けであっても、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの

判断は、最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものであります。

しかし、株式の大量買付行為の中には、特定の分野の事業や資産、技術、ノウハウのみを買収の対象とするなど、その目的等から見て企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社グループの企業価値の源泉は、永年にわたって培ってきた紙幣の鑑識別・搬送等を中心とした貨幣処理に関する技術力と強固な財務基盤を背景に、将来を見越した基礎研究や技術開発の実践を通じて、世界のあらゆる市場に対して広範囲にわたる貨幣処理省力化機器等の開発・製造・販売を進めることにあります。

このような当社の企業価値の源泉を理解せず、当該企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資さない大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような買収に対しては、当社は必要かつ相当な対応策を講じることにより、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

②基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、創業以来培ってきた紙幣の鑑識別・搬送等を中心とした貨幣処理に関する技術力と強固な財務基盤を背景に、世界のあらゆる市場に対して広範囲にわたる貨幣処理省力化機器等の開発・製造・販売を進めるなど、グループとして特徴ある事業展開を行っております。

当社はこれら特徴ある事業を通じて経済、社会の発展に貢献するとともに、時代のニーズに応じた社会環境やセキュリティ体制作りに寄与しており、今後も高品質・高性能の当社製品が市場で広く認知され、各分野に浸透していくことを目指す所存であります。

また、株主の皆様への利益還元につきましては、連結配当性向30%以上を基本に、純資産配当率にも配慮して決定することを方針として掲げており、今後

も当該方針に従った利益還元を実施してまいります。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成23年6月28日開催の第58期定時株主総会において、現在の当社株式の大量買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」という。）につき株主の皆様への承認をいただいております。その具体的内容は次のとおりであります。

- イ、当社株式の保有割合が20%以上となる買付行為を行う買付者等に対し、当該買付け等の実施前に意向表明書を、また、意向表明書受領後10営業日以内に、株主の皆様への判断や当社取締役会の意見形成等に必要な情報提供を求める。
- ロ、当社取締役会は、提供された情報の評価・検討、買付者等との交渉等あるいは当該買付け等に対する意見形成や代替案の策定等を行うための時間的猶予として、内容に応じて60日又は90日の評価期間を設定する。
- ハ、当社取締役会は、上記評価期間内において買付内容の評価・検討、買付者等との協議・交渉を行い、株主の皆様へ代替案の提示を行う。評価期間内に本プランの発動又は不発動の決定に至らない場合は最大30日間（初日不算入）評価期間を延長できる。
- ニ、当社取締役会はその判断の客観性・合理性を担保するため特別委員会を設置し、その勧告を最大限尊重して、最終的な決定を下す。特別委員会から本プラン発動に係る株主総会の招集を勧告された場合には、可能な限り最短の期間で株主総会を招集し、本プラン発動に関する議案を付議する。
- ホ、本プランが発動された場合、新株予約権の無償割当ての方法をとり、当社取締役会が定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有株式1株につき1個以上の割合で、本新株予約権を割当てる。
- ヘ、新株予約権割当て後、当社は特定大量保有者等、非適格者以外の者の有する未行使の新株予約権を全て取得し、これと引換えに本新株予約権1個に当社普通株式1株を交付する。

④上記取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を確保しようとするものであり、会社の支配に関する基本方針の実現に資するものであります。

また、本プランは、i. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足すること、ii. 株主意思を重視するものであること（有効期間は平成26年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります）、iii. 合理的かつ客観的な発動事由が設定されていること、iv. 特別委員会を設置していること、v. デッドハンド型、スローハンド型の買収防衛策ではないことから、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

なお、本プランは本定時株主総会の終結の時をもって有効期間が満了するため、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として継続することを決定しております。その詳細は株主総会参考書類の第3号議案をご参照ください。

事業報告の表示について

本事業報告の金額、比率及び株式数の表示方法は、次のとおりであります。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。
2. 売上高及び利益の増減比並びに監査役取締役会及び監査役会への出席率は、四捨五入により小数点第1位まで、持株比率は四捨五入により小数点第2位まで表示しております。

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	26,935,132	流動負債	5,957,009
現金及び預金	9,813,989	支払手形及び買掛金	3,767,039
受取手形及び売掛金	6,559,151	リース債務	183,319
有価証券	107,878	未払法人税等	55,710
商品及び製品	6,368,962	賞与引当金	289,096
仕掛品	1,029,474	役員賞与引当金	27,000
原材料及び貯蔵品	2,330,874	繰延税金負債	12,811
繰延税金資産	532,479	その他の流動負債	1,622,033
その他の流動資産	363,302	固定負債	502,724
貸倒引当金	△ 170,980	リース債務	203,242
固定資産	6,747,974	繰延税金負債	42,977
有形固定資産	5,112,959	その他の固定負債	256,504
建物及び構築物	2,122,425	負債合計	6,459,734
機械装置及び運搬具	51,222	(純資産の部)	
土地	1,800,918	株主資本	27,477,841
リース資産	174,573	資本金	2,216,945
その他の有形固定資産	963,819	資本剰余金	2,068,964
無形固定資産	69,092	利益剰余金	25,520,525
ソフトウェア	62,185	自己株式	△ 2,328,593
その他の無形固定資産	6,906	その他の包括利益累計額	△ 254,469
投資その他の資産	1,565,921	その他有価証券評価差額金	62,329
投資有価証券	661,830	為替換算調整勘定	△ 316,799
長期貸付金	88,679	純資産合計	27,223,372
退職給付に係る資産	260,847	負債・純資産合計	33,683,106
繰延税金資産	35		
その他の投資等	605,870		
貸倒引当金	△ 51,342		
資産合計	33,683,106		

連結損益計算書

（平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上 高		27,806,072
売 上 原 価		17,931,432
売 上 総 利 益		9,874,640
割賦販売未実現利益戻入額		57,122
割賦販売未実現利益繰入額		70,558
差 引 売 上 総 利 益		9,861,203
販売費及び一般管理費		8,099,446
営 業 利 益		1,761,757
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	26,977	
受 取 配 当 金	13,236	
為 替 差 益	265,579	
そ の 他	70,805	376,599
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	15,202	
持分法による投資損失	7,927	
そ の 他	243	23,374
経 常 利 益		2,114,982
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,851	
投資有価証券売却益	20,572	22,424
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	1,123	
固 定 資 産 除 却 損	3,785	4,909
税金等調整前当期純利益		2,132,497
法人税、住民税及び事業税	641,249	
法人税等調整額	72,754	714,003
当 期 純 利 益		1,418,494

連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成25年4月1日 残高	2,216,945	2,068,964	24,614,648	△ 2,325,927	26,574,630
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 512,616		△ 512,616
当期純利益			1,418,494		1,418,494
自己株式の取得				△ 2,666	△ 2,666
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	905,877	△ 2,666	903,211
平成26年3月31日 残高	2,216,945	2,068,964	25,520,525	△ 2,328,593	27,477,841

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
平成25年4月1日 残高	76,095	2,729	△ 2,358,842	△ 2,280,018	24,294,612
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△ 512,616
当期純利益					1,418,494
自己株式の取得					△ 2,666
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△13,765	△2,729	2,042,043	2,025,548	2,025,548
連結会計年度中の変動額合計	△13,765	△2,729	2,042,043	2,025,548	2,928,759
平成26年3月31日 残高	62,329	—	△ 316,799	△ 254,469	27,223,372

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,272,237	流動負債	2,583,801
現金及び預金	3,685,275	支払手形	100,963
売掛金	3,850,459	買掛金	1,691,073
商品及び製品	300,967	未払金	465,511
仕掛品	863,115	未払法人税等	6,680
原材料及び貯蔵品	675,057	未払費用	71,173
前払費用	54,104	賞与引当金	193,660
未収入金	160,167	役員賞与引当金	23,000
未収消費税等	75,347	その他の流動負債	31,737
関係会社短期貸付金	1,337,830	固定負債	149,376
繰延税金資産	274,767	繰延税金負債	1,519
その他の流動資産	50,129	その他の固定負債	147,857
貸倒引当金	△ 54,983	負債合計	2,733,177
固定資産	6,480,127	(純資産の部)	
有形固定資産	3,984,973	株主資本	14,969,774
建物	1,665,657	資本金	2,216,945
構築物	12,403	資本剰余金	2,068,964
機械及び装置	5,307	資本準備金	2,063,905
車両運搬具	2,008	その他資本剰余金	5,058
工具、器具及び備品	757,369	利益剰余金	13,012,458
土地	1,465,393	利益準備金	274,318
建設仮勘定	76,832	その他利益剰余金	12,738,139
無形固定資産	54,979	別途積立金	11,904,761
ソフトウェア	48,347	繰越利益剰余金	833,378
その他の無形固定資産	6,632	自己株式	△ 2,328,593
投資その他の資産	2,440,174	評価・換算差額等	49,413
投資有価証券	524,979	その他有価証券評価差額金	49,413
関係会社株式	1,031,679	純資産合計	15,019,187
出資金	4,900	負債・純資産合計	17,752,365
関係会社出資金	606,224		
長期前払費用	287		
前払年金費用	258,938		
その他の投資等	61,414		
貸倒引当金	△ 48,250		
資産合計	17,752,365		

損 益 計 算 書

（平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		
商 品 及 び 製 品 売 上 高	6,259,428	
役 務 収 益	2,729,432	8,988,860
売 上 原 価		6,101,645
売 上 総 利 益		2,887,214
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,733,900
営 業 利 益		153,314
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	16,606	
受 取 配 当 金	268,675	
為 替 差 益	326,089	
業 務 受 託 料	303,941	
受 取 賃 貸 料	37,634	
雑 収 入	12,363	965,311
営 業 外 費 用		
業 務 受 託 原 価	316,854	
賃 貸 収 入 原 価	37,634	
雑 損 失	493	354,982
経 常 利 益		763,643
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	20,572	20,572
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3,710	3,710
税 引 前 当 期 純 利 益		780,504
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	115,702	
法 人 税 等 調 整 額	55,849	171,551
当 期 純 利 益		608,953

株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		
						別途積立金	繰越利益剰余金	
平成25年4月1日 残高	2,216,945	2,063,905	5,058	2,068,964	274,318	12,945,632	1,217,041	14,436,992
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△ 512,616	△ 512,616
別途積立金の積立						480,000	△ 480,000	—
当期純利益							608,953	608,953
自己株式の取得								
会社分割による減少						△1,520,871		△1,520,871
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△1,040,871	△ 383,662	△1,424,534
平成26年3月31日 残高	2,216,945	2,063,905	5,058	2,068,964	274,318	11,904,761	833,378	13,012,458

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成25年4月1日 残高	△ 2,325,927	16,396,975	65,594	2,729	68,323	16,465,299
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△ 512,616				△ 512,616
別途積立金の積立		—				—
当期純利益		608,953				608,953
自己株式の取得	△ 2,666	△ 2,666				△ 2,666
会社分割による減少		△1,520,871				△1,520,871
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		—	△16,181	△2,729	△18,910	△18,910
事業年度中の変動額合計	△ 2,666	△1,427,200	△16,181	△2,729	△18,910	△1,446,111
平成26年3月31日 残高	△ 2,328,593	14,969,774	49,413	—	49,413	15,019,187

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年 5月22日

日本金銭機械株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 健 次 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗 原 裕 幸 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本金銭機械株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本金銭機械株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年 5月22日

日本金銭機械株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限
責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 健 次 ㊞

指定有限
責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗 原 裕 幸 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本金銭機械株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。

四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年 5 月23日

日本金銭機械株式会社 監査役会

常勤監査役 中 村 泰 三 ㊟

常勤監査役 田 村 幸 夫 ㊟

監 査 役 小 泉 英 之 ㊟

監 査 役 森 本 宏 ㊟

(注) 監査役 小泉英之及び監査役 森本 宏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上